

律令制における都市への覚書

藤原正己

日本における八世紀より九世紀に及ぶほぼ二百年間を歴史学では通常、律令制期と味ぶ。律令制が、地域のかつ個別的な経済的諸活動を国家的レベルにおける組織化された生産・収取体系へと改変し、氏族単位として地域的に分散した社会組織を国家的レベルにおける統合的身分秩序の体系へと再編成するという法制としての側面をもつものであることはいうまでもない。しかし、忘れてならないのは、それが単なる法制という領域を越える宗教思想と密接な関連をもつことである。

この問題に関して先ず八世紀の段階についての素描を試みてみよう。例えば、『続日本紀』神龜四年二月廿一日条は、儒教思想を駆使して天皇の徳政と律令官人の精勤との相互依存的な協調関係（いわゆる儒教的徳治主義）による「氣」＝生命力の発現とその作用に基く調和的世界実現のメカニズムを記す。また、天平宝字二年正月五日条は律令官人間の政治的闘争に関する記載であるが、そこでは「宗社の威霊」、したがって神々の威力によって調和の世界が強制的に回復されることを述べているのである。これら二つの記事は共に、日常的時限においても特殊な危機的状況下においても、儒教的な再解釈を施された日本の伝統的な神々の宗教的威力が現実を規制する力として想定されていたことを意味している。そしてこの宗教的威力は、空間的には平城京という都城を中心として地方へ、社会的には律令官人制という身分秩序に従って

天皇↓中央人↓地方官人という経路を辿って庶人へと浸透し、また経済的には生産者を生成させる生命力として律令制的な調和的世界を時には暴力的強制力となって実現するものとして理解されているのである。

八世紀における律令制は、外形上はあくまで都城の裝飾過多の都市的景観の発展と地方の文化的洪滞との対比、あるいは飽くことのない律令官人間の政治的闘争、過酷な地方支配とつつましやかという程にも具体的には何も見えてこない庶民生活との対比として我々の現前にもその形姿を現わすにすぎない。しかしこのことは、歴史を解釈し記述した律令官人の偏見というよりも、律令制自体が、したがって律令制を自己の肉体へと同化していった彼等が、自らと国家と都市とその内部における人的結合関係＝身分的秩序とを再生産し続ける生命力が永続的に供給され続けるべき様式を追求していった結果というべきであろう。都市の過飾と激烈な政治闘争は、律令官人達の生命力の過剰を表現する一手段に他ならず、彼等はそのあり余る生命力をより下位の身分の者達への、また都城より隔絶された周辺の地域への供給源となることにより、自らの地位と存在価値を確認し続けることができたのである。儒教的徳治主義もしくは神々の宗教的威力の授受体系とは、このような生命力の流路の論理化の所産に他ならず、律令制という法制は、それを言語的表現へと翻訳し、さらに可視的な表示方法の形式（他えば儀礼）を指示したものと見える。そして都城は、整然とした街路によって法制的秩序の意味を、壮大な構築物（官衙建築や寺院など）によって生命力の過剰を可視的に表現するモニュメントあるいは舞台装置として、天皇及び律令官人達の日常生活や儀礼を荘厳するのである。

それでは、律令制の内において仏教はいかなる位置を占めているのであろうか。例えば『統日本紀』の天平十五年十月十五日条（いわゆる造盧舎那仏詔）において天皇聖武は、自己の徳政を讚美するとともに調和の世界をより積極的に実現するものとして、「三宝の威霊」をあげている。先に述べた神々の宗教的威力の授受体系の作用が、天皇による徳政や律令官人の精勤によって継続的ではあっても受動的にしか發揮しえないのに対し、「三宝の威霊」は仏教儀礼を通して随時かつ能動的に威力を發揮可能であり、しかもその発現は都城における壮大な舞台装置（＝寺院）を用いて可視的に演出可能である。しかし、そのことは逆にいえば「三宝の威霊」の危険性を表示しているともいえる。「三宝の威霊」は、一定の秩序の下に統制されつつ發揮されねば、逆に調和的世界を破壊する強力な反秩序として作用可能だからである。僧尼令や『統日本紀』にしばしば登場する僧尼の統制に関する記載は、僧尼に律令官人に準じた身分を与えるとともに多くの規制を彼等に課し、律令制的枠組をあくまで維持することが不可欠であったことを示している。以上のように、八世紀における律令制は、宗教的側面より俯瞰するとき、神々と仏教の宗教的威力の授受体系という宗教構造によって支持される都城を容器とする。天皇と律令官人の生命力の維持装置と規定することができる。

ところで、律令制期の後半に当る九世紀にあっては、律令制自体が不協和音を奏で始める時代と理解されている。それは通常、律令制の諸矛盾の増幅による平安京への遷都、各種の政治改革等の制度上の変革として理解されているのであるが、次にそのような九世紀段階の律令制下における宗教思想について簡略に記して

みよう。

そこで先ず注目されるのが、『統日本紀』延暦四年十一月十日条・延暦六年十一月五日条に記される天皇桓武によって行われた二度の郊祀の礼及び、延暦七年四月十五日条に記される桓武自らによる祈雨の記載である。郊祀の礼とは、昊天上帝という道教における最高神の祭祀に関する儀礼であるが、この中国皇帝のみによって独占的に祭祀されていた神格を桓武自ら祭祀することにより、彼自らを中国的な専制君主へと同化していったと見做すこともできよう。しかし、同時に彼自らが祈雨を行ったということは、むしろ律令制以前の祭主王としての風貌を一面では所持していたことを示している。また平安京内に神泉苑が造建されたことは、神仏思想の影響を考慮するにしても、自然（あるいは周縁）を象徴的に都城の内部に組み込み、その無限の生命力を都城という容器の内に流し込もうとする意図を読みとることができる。このことは、天皇、上皇及び上層貴族達が都城の近郊の適度に自然に浸された地に造営した院・別荘への遊行、あるいは都城北郊における遊獵等が、自然の生命力を吸収し都城の内外で消尽される生命力を補完する機能を担って行われたことを意味している。

このように九世紀における律令制の一つの特色として、律令制という宗教的威力の授受体系と生命力の流路に、むしろ律令制以前の特色ともいえるべき自然からの生命力の補充の回路を組み込んだことをあげることができよう。そして仏教が、都城の近郊で練行を繰り返す修業僧を天皇や律令官人の生命力の強化のために動員していったことは、右のようなシステムに照応した新たな仏教の展開として十分に留意されなければならない。